

# 第1回都区財政調整協議会 協議内容

日時:令和3年12月2日(木) 18:20~18:47

会場:区政会館19階192会議室

出席者

都側:小笠原行政部長

区側:佐藤荒川区副区長(会長)、橋本板橋区副区長(副会長)、高野墨田区副区長(副会長)、  
齊藤中央区副区長、荒川台東区副区長、川野大田区副区長、小西練馬区副区長、押田  
江東区副区長、入澤特別区長会事務局長、菅野特別区長会事務局次長(司会)

## 1 開会

(司会)

ただいまから、令和3年度第1回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者の他、協議会が指名する者が出席できることとされておりますけれども、区側から特別区長会事務局長を、出席させたい旨の申し出がありました。よろしいでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

了承をいただきましたので、区側委員として特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、財務局主計部長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、都側委員から説明をお願いします。

## 2 都側提案事項説明

(都側委員)

私から、都側の提案事項を説明させていただきます。

まず、今年の財調協議に臨む都の基本姿勢について、一言述べさせていただきます。

東京が、日本の首都として、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、持続可能な成長を遂げていくためには、都と特別区の連携を更に強化していくことが重要と考えております。

しかし、都区を取り巻く環境を見ますと、元来、税収構造が不安定である上に、過去に

は都市の財源を狙い撃ちにするような税制改正が行われ、都区ともに大幅な減収となった、とそのようなこともありました。

このような税制改正の背景には、国や他の自治体からの都区に対する厳しい目線があることを、双方で改めて強く意識する必要があると考えております。

したがいまして、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、自律的に算定を見直し、これまで以上に適切な運営を図る必要があります。国から言われるのではなく、自主的に見直しを進めていかなければなりません。

そのためには、既に算定している事項も含めて、より厳しく見直しを行い、なお一層の合理化を進めていかなければならないと考えます。

現時点では、都税収入の令和3年度最終見込みや令和4年度の見込みは示されておられません。景気が持ち直していくことが期待される、そのような一方で、感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響も考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則りまして、令和4年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議をお願いしたいと考えております。区側の皆さまの協力を是非ともよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、現時点での見込ではございますが、今年度及び令和4年度の財源見通し等について申し上げます。資料は用意しておりませんので口頭での説明となります。

まず、今年度の調整税等についてですが、今年度も、昨年度と同様に、調整税等の徴収実績に関する情報を提供いたしました。すでに承知のことと存じますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績については、前年同月比で約524億円の増、固定資産税については、約137億円の増、法人事業税交付対象額の前年比である法人事業税については、約1,421億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残として、約363億円を留保しているところですが、最終的にこれがどのようになるか、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

つぎに、令和4年度の調整税等の見通しですが、これまで申し上げてきましたとおり、正確な見通しについてお示しできる状況にはありませんので、概略的な見通しとなります。

固定資産税については、来年度は、評価替えの年ではありませんが、令和3年度に限って講じられております土地の固定資産税等の据え置き措置の動向などを注視していく必要があると考えております。

市町村民税法人分については、平成28年度税制改正の影響は令和3年度以降、平年度化しており、新たなものは見込まれておりませんが、企業業績の動向に大きく左右されるこ

とから、今後の経済情勢に留意する必要があると考えております。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。標題が「令和4年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」となっております1枚の資料を御覧下さい。

今回、東京都から提案する事項は、全部で14項目あります。私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明いたします。資料の2枚目を御覧ください。

まず、議会総務費の欄です。「出張所管理運営費の見直し」です。本件については、出張所の管理運営に係る経費について、見直しを提案するものです。

次に、清掃費の欄、「不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止」です。本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定の廃止を提案するものです。

裏面に進んでいただきまして、最後に、土木費の欄、「道路改良工事費の見直し」です。

現行の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じていることから、算定方法の見直しを提案するものです。なお、本件については、昨年度の財産費の見直しに係る協議において、「減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はない」との区側の発言を受け、今回、土木費の事項として提案するものです。

東京都提案事項の説明は以上です。

### 3 区側提案事項説明

(司会)

続きまして、区側提案事項について、区側委員から説明をお願いいたします。

(区側委員)

私から区側提案事項について説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして、区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

令和3年度財調協議は、都区で協議を重ねる中で、双方の歩み寄りもあって、一定の取りまとめを行うことができました。

一方で、現行制度上の諸課題については、一部を除き、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

令和4年度財調協議においては、特別区の実態に則した財政需要を的確に算定すること

はもとより、協議上の諸課題の打開に向けて、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があると考えておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

以上を前提として、提案事項の本文について説明いたします。お配りしている「令和4年度都区財政調整区側提案事項」をお手元に用意いただければと思います。

特別区においては、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、新型コロナウイルス感染症への対応など、東京都と連携しながら、取り組む必要があります。

令和4年度財調協議にあたっては、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

都におかれましては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重していただき、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いいたします。

具体的な内容ですが、第1に「都区間の財源配分に関する事項について」です。来年度の税制改正の全体像は明らかにされておりませんが、大規模な改正が実施される場合や、都区の役割分担において変更があった場合には、その影響額を踏まえて、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものであります。

第2に「特別区相互間の財政調整について」です。特別区間の財源配分については、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求めるものであります。保育所等の利用者負担の見直しなど、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿った取りまとめをお願いいたします。

第3に「都区財政調整協議上の諸課題について」です。特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものであります。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図るため、都区協議会の下に都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含めて、議論を深めていく必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いします。

その他の費目ごとの提案内容については、2枚目以降に説明資料をお付けしておりますので、参照いただきたいと存じます。なお、5ページに掲げた事業は、継続検討課題として、今後の状況の変化に応じて提案を行うこととしたものであり、2項目を整理しております。

最後になりますが、課題を解決するために、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

## 4 協議

(司会)

それでは、ただいまの都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。  
意見がありましたら、お願いいたします。

### ○ 特別交付金

(区側委員)

私からは、特別交付金について2点発言をさせていただきます。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものであります。

区としては、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべきと考えております。

また、都側は例年の協議において、現行割合の5%を大きく超える申請があることを理由に、現行割合が必要であるとの主張を繰り返しておりますが、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のことであり、各区の申請状況をもって、割合を改める必要はないとする論拠にはなり得ないものと考えております。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

昨年度協議において、一部ではありますが、算定除外経費の明確化を行うことができました。

今年度も引き続き、区側が認識していない運用ルールの明確化を行うことで、特別交付金の算定の透明性・公平性を高める必要があると考えておりますので、是非、前向きに検討いただきたいと思います。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

特別交付金の割合について、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいらっし

やいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んでまいりましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されております。

こうした需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えております。

また、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言がありましたが、特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意をしたものです。そのため、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えております。

昨年度については、都は都区双方の事務の軽減に繋がるのであれば異論はないものとして算定除外経費の明確化に合意をいたしました。

しかし、今年度の申請においても、区側提案により普通交付金の算定対象とした事項や、昨年度の協議で算定除外経費とした各種システムの維持管理経費に係る申請が多く、多くの区で見受けられました。

これまでも申し上げてきましたが、特別交付金は「基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった財政需要」が算定対象でありますので、算定ルールに基づいた適正な申請について、改めてお願いをいたします。

(司会)

他に、意見ありますか。

## ○ 都市計画交付金

(区側委員)

私からは、「都市計画交付金」について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和2年度にかけて約216億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても年々増加傾向となっています。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けています。

また、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえるとともに、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫を防ぐためにも、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求めます。

また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めています。また、応じていただけておりません。都市計画税の適正な配分を検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求めます。

昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたい。」などの発言をすることとなり、実質的な議論ができておりません。

これまでも、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があり、本来的にはこの場で議論することが相応しいと考えます。しかしながら、都への予算要望等でも申し上げているとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、議論に応じていただくようお願いいたします。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要です。都市計画交付金については、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えておりますので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いいたします。

なお、調整税に係る過誤納還付金の取り扱いについてですが、過去の財調協議では、都財源に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてまいりました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っております。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思っております。

(司会)

意見ありますか。

(都側委員)

都市計画交付金についてですが、特別区における都市計画事業の円滑な実施は、都としても重要であると考えております。

そのため、都市計画交付金の運用については、これまでも、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお聞きしながら、順次見直しを行ってまいりました。

今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

なお、あわせて発言がありました過誤納還付金の取扱いについてですが、調整税に係る過誤納還付金については、平成 21 年度において、800 億円近い額となったほか、平成 22 年度以降も毎年 200 億円余となっております。平成 21 年度以降の累計額は約 2,800 億円にもなります。

都財政に深刻な影響を与えておりまして、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行っているところであります。

過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものであります。

都としては、ぜひとも区側の理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたいと思います。

(司会)

他に、意見ありませんか。

## 5 都側総括意見

(司会)

それでは、意見も出尽くされたようですので、それぞれの提案について、まず、都側から意見がありましたら、お願いいたします。

(都側委員)

それでは、区側提案事項に関しまして、私から総括的な意見を申し上げます。

ただいま、「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の 3 事項について、説明がありました。

この場では、東京都の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「都区間の財源配分」について、です。

来年度に大規模な税制改正が実施される場合や都区の役割分担において変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案ではありますが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

次に、「特別区相互間の財政調整」について、です。「特別区間の財源配分は、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求める」との発言がありました。



都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところではありますが、先ほども説明したとおり、令和4年度の都区財政調整も、国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中での協議となります。

都としては、先行きの見通しが難しい状況にあっても、都区制度の根幹である都区財政調整制度をこれまで以上に適切に運営していかなければならないと考えております。

こうした困難な状況を乗り越えるために、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、より一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなどについて、都側からも提案を行っております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと考えております。

次に、「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてですが、先ほどの協議の中で発言させていただいたとおりです。

最後に、本年度の財調協議にあたりまして一言申し上げます。

これまで何度も申し上げたことではありますが、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。したがって、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えております。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に臨んでまいりまますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

## 6 区側総括意見

(司会)

次に、区側から意見がありましたら、お願いいたします。

(区側委員)

私から、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や他の自治体から厳しい目線が向けられているとの認識が示され、困難な状況を乗り越えるために、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、より一層の合理化を図っていく、との考え方にに基づき、提案をいただいたところです。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれます。さらに、新型コロナウイルス感染症対策など取り組むべき喫緊の課題が山積していますが、このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければな

りません。そのため区側としても、現行算定の見直しを行うとともに、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところです。

また、都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言がありましたが、一方で協議上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけではありません。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでまいりますので、今後の協議については、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしくお願いいたします。

区側の総括意見は以上ですが、今後の協議日程について提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討については、都区財政調整協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思います。いかがでしょうか。

(司会)

ただいま、区側委員から幹事会への下命に係る提案がありましたが、いかがでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですので、何かありましたら、自由に発言ください。

以上で第1回都区財政調整協議会を終了いたします。

※上記は都側で記録したものである。